

事 務 連 絡

平成26年7月31日

認定支援機関 各位

経済産業省東北経済産業局 東日本大震災復興推進室

## グループ補助金における資材等価格の高騰に対する支援の強化について

日頃から、経済産業行政の推進にあたりましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業庁では、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、被災地域の振興、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる中小企業等グループが実施する復興事業計画に必要な復旧・復興の費用を国、県合わせて最大3/4補助する「グループ補助金」を平成23年度より実施、これまでに東北管内で平成25年度末時点で延べ8,307者、500グループに対して支援を行って参りました。

今般、平成26年7月3日の茂木大臣の福島県の被災中小・小規模事業者等の視察の際に資材等価格高騰による復旧の遅れといった課題が生じていることを踏まえた指示があり、これを受けて中小企業庁で関係機関と検討した結果、岩手県、宮城県、福島県の事業者を対象に別紙のとおり追加支援を行う事になりました。

**この追加支援については、被災事業者から各県に対して補助金の変更申請が提出されることになりませんが、この際、変更にかかる事業計画について認定支援機関の確認書を要することとしております。**

つきましては、本追加支援内容について、別紙のとおりご案内させていただきますので、事業者から相談があった際にはご対応下さいますようお願い申し上げます。

また、関係部署等がある場合には、ご周知・ご協力下さいますよう併せてお願い申し上げます。

【本追加支援に係る問合せ】

- ・東日本大震災復興推進室
- ・022-221-4813（直通）

# 「グループ補助金における資材等価格の高騰に対する支援の強化」 の概要について

中小企業庁経営支援課  
東北経済産業局東日本大震災復興推進室

## 1. 背景

これまで東日本大震災により被災した中小企業等に対し、グループ補助金による施設・設備の復旧支援等を行ってきたところ、一方で、震災から3年が経過し、資材等価格の高騰による復旧の遅れなど、震災後の事業環境の変化による新たな課題が生じております。

このため補助金において、交付決定を受けたにもかかわらず、資材等価格の高騰により施設（建物）の復旧工事契約を結ぶことができていない事業者について、追加支援に向けた運用の改善を行うこととし、資材等価格の高騰に対する増額措置（増額変更承認）を実施することで、復旧のさらなる促進を図ることとしました。

## 2. 追加支援措置の概要

### （1）対象者について

グループ補助金の交付決定後、**資材等価格の高騰により補助事業に係る施設工事等契約（以下「契約」という。）ができていない被災事業者**（資材等価格高騰に係る増額変更承認申請時に未契約及び一部未契約であること。）が対象です。

### （2）補助対象要件について

- ① 自己都合ではなく、**他律的な要因等（注1）により当初交付決定翌年度末までに事業完了できていない（注2）こと**

（注1）原則として「被災地域における平成25年度の事故繰越事務手続きについて（平成25年10月8日付け事務連絡2273号）財務省主計局司計課長名」に記載する事故繰越の種類（土地の高上げ工事の遅れ、自治体の土地利用計画の遅れ等）に含まれる事象によるもの。

（注2）（1）の対象者のうち、以下の例による。

- ・平成23、24年度に交付決定を受け、平成25年度末までに事業が終了していないため平成26年度に繰越している事業者 → **対象となります（○）**
- ・平成25年度に交付決定を受け、平成26年度中に繰越している事業 → **対象となりません（×）**

- ② 施設に係る工事契約が申請時点で未契約であること
- ③ 資材等価格の高騰分を追加交付決定することで、**追加交付年度内に契約・事業完了することが原則として確実に見込めるもの**

- ④ 交付決定から時が経過していることを踏まえた、被災事業者にとって適切な補助事業計画であることが認定支援機関に確認されていること。

### **(3) 補助対象経費について**

- ① 施設費の未契約部分を増額計画変更の対象とします。増額変更承認後に契約締結される施設の復旧費用が対象経費です。
- ② 施設費の高騰により、補助対象経費総額で1割超増額している部分を補助対象とします。(施設費の高騰の6割が上限、かつ、1割以内の増額は自己負担)

### **(4) 補助率の上限について**

(3)の補助対象経費のうち、国・県合わせて最大3/4を補助

### **(5) 手続きについて**

申請から交付決定までの流れは次のとおりです

- ① 被災事業者に対し通常の公募と併せて増額変更承認手続を案内
- ② 被災事業者が施設工事予定業者へ見積依頼
- ③ 施設工事予定業者が被災事業者へ見積書を提出
- ④ 被災事業者が認定支援機関へ補助事業計画の確認を依頼
- ⑤ 認定支援機関は、補助事業計画が適正であると確認できれば、「確認書（別紙2）」を被災事業者へ提出
- ⑥ 被災事業者から県へ変更承認申請書を提出
- ⑦ 県から国へ変更承認申請書を提出
- ⑧ 国から県へ変更承認を実施
- ⑨ 県から被災事業者へ変更承認を実施
- ⑩ 被災事業者が施設工事予定業者との契約及び発注を行う

### **(6) 認定支援機関による確認**

増額措置の申請にあたっては、上記④⑤において、補助事業計画が適切であることにつき、認定支援機関による確認（別紙2）を受けることが必要となっております。確認事項は、①補助事業計画の確認と②フォローアップの2項目になります。

#### **①補助事業計画の確認について**

補助金額の増額変更を行うに当たり、本施設・設備の復旧後に見込まれる資金繰り予想や売上高、費用、利益等に対し、当該施設・設備の投資が過大になっていないかをご確認下さい。補助事業計画が過剰（過大投資等）となると見込まれる場合は、必要に応じて補助事業計画の見直しについて助言・指導のうえ、適正な規模となっていることをご確認下さい。

## ②フォローアップについて

当該施設・設備の復旧後に予定している事業計画のフォローアップ方法について、概要を記載下さい。フォローアップの具体的項目については、特に定めはありません。

### **(7) 申請期間**

平成26年7月31日（木）から平成26年9月30日（火）までとなります。

交付決定は、平成26年10月末頃を予定しております。

なお、資材等価格高騰に係る変更承認申請については、今後もグループ補助金の公募と合わせて随時受付を行う予定です。

### **(8) 申請及び各県の間合せ先**

本追加支援にかかる各県の申請・間合せ先は以下のとおりです

岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5546
宮城県	経済商工観光部	企業復興支援室	022-211-2765
福島県	商工労働部	産業創出課	024-521-7283